

株式併合に係る事後開示書類

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2026 年 4 月 4 日

佐渡汽船株式会社

2026年4月4日

株式併合に係る事後開示事項

新潟県佐渡市両津湊 353 番地
佐渡汽船株式会社
代表取締役社長 尾渡 英生

当社は、2026年3月31日開催の当社の第164期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会における決議に基づき、2026年4月4日を効力発生日として、当社の普通株式及びA種種類株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 株式の併合が効力を生じた日
2026年4月4日
- 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
- 会社法第182条の4の規定による請求に係る手続の経過
当社は、2026年3月14日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたところ、会社法第182条の4の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。
- 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
普通株式 536株（うち17株は、1株に満たない端数の合計によるものです。）
A種種類株式 261株
- その他株式の併合に関する重要な事項
(1) 当社は、2026年3月31日開催の本定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、本株式併合に関する議案について原案どおり承認可決を得ております。

- (2) 本株式併合により、普通株式については、株式会社みちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、佐渡農業協同組合、当社、株式会社第四北越銀行、新潟交通株式会社及び個人株主1名以外の普通株主の皆様の保有する株式の数は、いずれも1株に満たない端数となっております。また、A種種類株式については、株式会社みちのりホールディングスのみが株主です。

以上